# 実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標

規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱 用防止を推進すること

### 1. 政策体系上の位置付け等

|基本目標| Ⅱ |安心・快適な生活環境作りを衛生的観点から推進すること

施策目標 3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること

施策目標 3 - 1

規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断 及び乱用防止を推進すること

個別目標1 麻薬・覚せい剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、 医療用麻薬の適正な流通を確保すること

(評価対象事務事業)

- 麻薬行政取締統括運営事業
- ・あへん供給確保事業

┫別目標2 麻薬・覚せい剤等の乱用防止を推進すること

(評価対象事務事業)

- 特定薬物乱用重点予防啓発事業
- · 再乱用防止対策事業

|違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の取締りを推進す 個別目標3 るこ

(評価対象事務事業)

・違法ドラッグ対策事業

# 施策の概要(目的・根拠法令等)

1. 目的等

麻薬・覚せい剤等(以下「薬物」という。)の不正流通を遮断するため、国内外の関係機関と協力して取締りを徹底するとともに、医療機関・薬局における医療用麻薬の適正使用を推進する。また、薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用の危険性を啓発する。さらに、乱用薬物の使用のきっかけとなる危険性のある違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の不正流通を遮断するため、幻覚等の作用を有する物質を薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第14項に基づく指定薬物(以下「指定薬物」という。) として指定し、その取締りを徹底する。

- 2. 根拠法令等 〇麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号) 〇大麻取締法(昭和23年法律第124号)

  - 〇あへん法(昭和29年法律第71号)
  - ○覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)

○薬事法(昭和35年法律第145号) 主管部局・課室 医薬食品局監視指導・麻薬対策課 主管部局・課室 関係部局・課室

現状分析 (施策の必要性)

我が国の薬物情勢は、検挙人数の大多数を占める覚せい剤事犯については、検挙人数 は減少したものの、押収量は増加しており、依然として高水準にある。また、大麻事犯 については、平成20年において検挙人数が過去最高を記録し、特に20歳代を中心と した若年層における乱用の拡大が顕著であり、依然として深刻な予断を許さない状況に ある。関係機関が緊密な連携を取り、取締体制の充実強化が図られているが、一層の強 化が求められている。

薬物乱用防止啓発活動についても、引き続き国民全般(特に青少年)を対象として実 施していく必要がある。

違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)については、乱用者自身の健康被害のみならず、麻薬等の乱用につながるなどの保健衛生上の危害のおそれが危惧されるため、指定 薬物として指定することにより、製造、販売、輸入等を禁止するなど実効ある取締りを

### 施策目標に関する評価

# 施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

*	]	内は、	目標達成率	(実績値/	´達成水準 <i>)</i>

		H16	H17	H18	H19	H20
1		15,412	16,231	14,882	15,175	14,720
	(一) (大麻事犯の検挙人数)(単位: 人) (覚せい剤事犯の検挙人数)(単	[-%] 2,312 12,397	[-%] 2,063 13,549	[-%] 2,423 11,821	[-%] 2,375 12,211	[-%] 2, 867 11,231
2	位:人) 2  主な薬物の押収量(単位:kg)   (ー)					
	・覚せい剤(単位:kg) ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂)	411.3	122.8	144.0	359.0	402.6
	(単位:kg) 	970.1 [-%]	886.2 [-%]	332.6 [-%]	560.4 [-%]	415.7 【一%】
3	位:万部) (全小学6年生の保護者に薬物乱 用防止啓発読本配布/毎年度)	130 [100%]	132 【100%】	123 【100%】	118 【100%】	118 【100%】
_	中学生への普及啓発(単位:万部) (全中学1年生にMDMA、大麻、 違法ドラッグ乱用防止啓発読本配 布/毎年度)	_ [-%]	_ [-%]	_ [-%]	123 【100%】	119 【100%】

### (調査名・資料出所、備考)

- ・指標1及び2は、厚生労働省・警察庁・海上保安庁及び財務省(押収量のみ)の統計 資料による。

- ・指標3及び4は、監視指導・麻薬対策課が配布した実績数である。 ・平成17年度は、大麻・MDMAに係るリーフレット700万部を配布(中1~高3) ・平成18年度は、違法ドラッグに係るリーフレット716万部を配布(中1~高3) 大麻・MDMAに係るリーフレット120万部を配布(中1)

# 施策目標の評価

# 【有効性の観点】

薬物乱用対策推進本部が策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」や犯罪対策閣僚 会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」の下、青少年等の 薬物乱用の根絶のための各種啓発活動、国際的密輸入事犯や組織的密売事犯への対応を はじめ、関係省庁、関係機関との連携を密にした協力体制を確立することにより、総合 的な取締対策を推進している。

乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止の推進に係る施策においては、徹底 した取締りや各種媒体を利用した全国的な啓発等の結果、薬物事犯の検挙人数について は各年において数値にバラツキは見られるものの、大麻事犯の検挙人数は過去最高を記 録した。主な薬物の押収量については、近年増減を繰り返しており、平成20年における覚せい剤の押収量は増加した。これは、乱用薬物にかかる供給遮断・需要削減のため の取締りを実施した結果、水際での大量押収や末端乱用者の検挙に至ったものであり、

-定の成果を上げていると評価できる。

### 【効率性の観点】

取締事業においては、覚せい剤事犯について、暴力団構成員による組織的密売事犯 イラン人密売組織等を多数検挙した。また大麻事犯については、インターネットを利用 した大麻種子販売事犯の取締りを行う等、効率的な取締が行われた。

### 【総合的な評価】

以上のように、各種施策の推進により、目標達成に向け一定の成果を上げていると評価できる。しかしながら、水際での大量押収事実などから、大量の薬物が日本に流入し ていることが推定されるほか、検挙人数からみても依然として薬物事犯が深刻な状況に

でいることが推定されるはが、検事人数からのでも依然として業物事態が深刻な状況にあることから、今後とも、薬物対策関係省庁等との捜査協力や情報交換を通じて緊密な連携を図ることにより、啓発活動や取締体制の充実強化を進めることが必要である。 なお、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)については、指定薬物として指定し、 製造、輸入、販売等を禁止する措置を講じるとともに、買上調査に基づく立入検査、インターネット上での販売広告の監視やパンフレットの配布等による啓発活動を行ってお り、不正流通及び乱用防止の推進を図っている。引き続き、監視・指導体制を充実させ、 取締りを実施していくことが必要である。

## 個別目標に関する評価

# 個別目標1

麻薬・覚せい剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬の適正な流通を 確保すること

# 個別目標に係る指標 アウトプット指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

		H16	H17	H18	H19	H20
-	1 麻薬業務所等への立入検査件数	103,329	100,922	102,290	103,336	99,422
	(単位:件)	[-%]	[-%]	[-%]	[-%]	[-%]
	(-)					

- (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、医薬食品局監視指導・麻薬対策課の調べによる。
- 指標1は、単に件数の増減のみをもって、医療用麻薬の適正な流通確保等の可否を判 断できるものではなく、達成水準を設定することは困難であることから、達成水準を 設定していない。

:	参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1	薬物事犯の検挙人数(単位:人)	15,412	16,231	14,882	15,175	14,720
	(一) (大麻事犯の検挙人数)(単位: 人)	[-%] 2,312	[-%] 2,063	[-%] 2,423	[-%] 2,375	[-%] 2, 867
	(覚せい剤事犯の検挙人数)(単	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231
	位:人)   ※施策目標に係る指標1と同じ。					
2						
	(一) ・覚せい剤 ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂)  ※施策目標に係る指標2と同じ。	411.3 970.1 [-%]	122.8 886.2 [-%]	144.0 332.6 [-%]	359.0 560.4 [-%]	402.6 415.7 [-%]

(調査名・資料出所、備考)

・参考統計1及び2は、厚生労働省・警察庁・海上保安庁及び財務省(押収量のみ)の

個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業

(評価対象事務事業)」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ

主に有効性及び効率性の観点から

薬物事犯の検挙人数については、増減を繰り返しつつおおむね同じ水準で推移してお

り、一定の成果を上げていると評価できるものの、未だ覚せい剤検挙人数は1万人を超 す水準で推移していること、大麻事犯の検挙人数が過去最高を記録したこと等から、引

き続き麻薬取締官を増員する等して取締りを強化する必要がある。 また、主な薬物の押収量については、近年増減を繰り返しており、平成20年におけ る覚せい剤押収量は増加したが、これは、乱用薬物にかかる供給遮断・需要削減のため の取締りを実施した結果、水際での大量押収に至ったものである。

麻薬等の取締については、巧妙化・潜在化する密売事犯に対し、麻薬取締官を増員し て情報収集体制の強化を図り、関係機関と連携する等して、暴力団員による組織的密売 事犯、イラン人による組織的密売事犯の取締りを実施した。また、日本で最も乱用されている覚せい剤については、覚せい剤を巧妙に隠匿して本邦に持ち込む密輸事犯の取締 りを強化する等した結果、覚せい剤の大量押収につながった。

また、近年増加傾向にあり、若年層を中心に乱用されている大麻事犯については、関 係取締機関と連携し合同捜査を実施する等により、インターネットを利用した大麻種子

寺を防止しフラ、国内における必要重を指揮し制入することでで映画を唯保した。 							
個別目標を達成す	個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名 麻薬	行政取締統括	運営事業					
	5万円(補助割			[ / [])			
予算額等 一般	会計、年金特	会、労働保険	<u> 持会、その他</u>	( )			
平成20年度 明細 決算額	レベルでの把握	歴は困難 じめっ	<b>ර</b> ං				
	省、厚生局、党	当師巳 (乾叔)	翠 安宁庇 5	均等安) 埃底	고 규두		
実施主体	道府県、市区						
   事業の概要・必要	<u>の他(</u> 性 (東業の日)	小 対免 車業	)    内突 車業の				
麻薬及び向精神薬	され締法に其へ	<u>い、かな、事業</u> )き不正取引 <i>の</i>	TO	<u>心女はも)</u> 1声者の観察指			
指導監督を行う等権					3001020.0		
政府決定・重要施策							
「第三次薬物乱用院	が上五か年戦略	<u> </u>	F8月22日第	整物乱用対策 推	推進本部決定)		
目標3	±						
薬物密売組織の地				1140	1100		
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19 15	H20		
予算推移(当初予算 (百万円)		16	15	15	14		
(日ハロ)							
予算上事業数等	7	7	7	7	7		
麻薬取締協議会開係	崔	·					
箇所数							
(箇所)							
事業実績数等	7	7	7	7	7		
麻薬取締協議会開作							
箇所数  (簡所)							
実施状況の評価と急		<u> </u>  美占について	L け期限を示す	<u> </u>			
取締関係機関が					t有化		
法の向上等が図られ	2、関係機関カ	で合同して暴力	団の密売組織	*ラ、 ほものだなないたり	、710、12年121)、水際での大		
量押収事件を摘発し	法の向上等が図られ、関係機関が合同して暴力団の密売組織を検挙したり、水際での大量押収事件を摘発したりするなど一定の成果を挙げた。						
┃ しかしながら薬物情勢は依然として深刻であることから、今後とも関係機関が緊密な┃							
連携を図り、取締を強化するため、本協議会を継続して実施していく必要がある。							
	ん供給確保事	業 					
平成20年度 1,097百万円 予算額等							
→ <u>予算額等</u> ←般	云記(生金符)	<u>云、刀側保険</u> 物 ほけ田継でも	<u> 守云、その他</u> マ	( )			
平成20年度 明細 決算額	レベルでの把	) は凶無じめつ	ට.				
人异战							

本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 実施主体 <u>その他(</u>

事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)

あへん法に基づき、医療上必要不可欠なあへんの適正な流通を図るため、あへんの輸入、収納、売渡などのあへん事業の運営を行う。

政府決定・重要施策との関連性

なし

16.0					
事業(予算)実績等	H1 6	H17	H18	H1 9	H20
予算推移(補正後) (百万円)	1,254	1,138	1,090	1,075	1,097
予算上事業数等 あへん輸入量(モル ヒネ換算) (kg)	14,000	13,400	12,900	11,900	11,800
事業実績数等 あへん輸入量(モル ヒネ換算) (kg)	12,887	11,708	11,553	12,277	10,458

実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。) 製薬会社の必要量を踏まえてあへん輸入を行い、適切なあへん在庫を備えた。また、 製薬会社が必要とする量のあへんを売り渡すことで医療上必要不可欠なあへんの適正な

流通を図った。 今後とも国内需要を踏まえ、適切な量のあへんの輸入を行い、製薬会社への売渡を行うこととする。

個別目標2 <u>麻薬・覚せい剤等の乱用防止を推進すること</u> 個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) H16 H17 H18 H19 524 未成年者の主な薬物事犯検挙人数 685 683 525 515 (単位:人) [-%][-%][-%][-%][-%]

# (調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。
- ・指標1は、取締活動の性質上、一概に数字の増減をもって薬物乱用防止の達成目標とすることはできないことから、達成水準を設定することは困難であり、設定してい

# アウトプット指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H16	H17	H18	H19	H20
1   小学生の保護者への普及啓発(単	130	132	123	118	118
位:万部)	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	[100%]
(全小学6年生の保護者に薬物乱					
用防止啓発読本配布/毎年度)					
※施策目標に係る指標3と同じ。					
2 中学生への普及啓発(単位:万部)	_	_	_	123	119
(全中学1年生にMDMA、大麻、				【100%】	【100%】
違法ドラッグ乱用防止啓発読本配					
布/毎年度)					
※施策目標に係る指標4と同じ。					

- (調査名・資料出所、備考)
  ・指標1及び2は、監視指導・麻薬対策課が配布した実績数である。
  ・平成17年度は、大麻・MDMAに係るリーフレット700万部を配布(中1~高3)
  ・平成18年度は、違法ドラッグに係るリーフレット716万部を配布(中1~高3)
  大麻・MDMAに係るリーフレット120万部を配布(中1)

参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1 覚せい剤事犯における再犯者数 (単位:人)	6,840	7,438	6,421	6,807	6, 283

# (調査名・資料出所、備考)

・参考統計1は、厚生労働省・警察庁及び海上保安庁の統計資料による。

個別目標2に関する評価(個別目標を達成するための事務事業 (評価対象事務事業)」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ 主に有効性及び効率性の観点から)

現在、初犯者拡大防止のため啓発活動に取り組んでいるが、薬物事犯においては特に 青少年による乱用が問題となるため、MDMA等合成麻薬や大麻及び違法ドラッグに特 化した啓発読本を全中学1年生へ配布した他、小学6年生の保護者を対象とした啓発読 本等を配布した。

これらの施策を講じることにより、青少年を中心とする一般国民の薬物乱用の危険性 や有害性等に対する認知度が高まり、未成年の主な薬物事犯検挙人数は減少傾向にある ことから、広報啓発活動については一定程度効果をあげていると評価できる。これまで 様々な媒体により多様な広報啓発活動を推進してきたところであるが、9後とも、薬物 乱用防止等について国民の理解を更に深めてもらうための効果的な広報の在り方について検討しつつ、広報啓発活動の一層の充実に努める必要がある。

また、覚せい剤事犯の特徴として、再犯者の比率が高いこと(覚せい剤50%前後) があげられ、薬物依存・中毒者の再乱用防止対策を推進していく必要がある。そのため、 平成20年度においては、各種施策が講じられおり、全国6ブロックにおいて「薬物中

毒者対策連絡会議」及び「再乱用防止対策講習会」が開催され、薬物依存・中毒者の治 原・社会復帰に関わる関係機関の専門家か意見交換を行い、連携の強化や薬物相談担当者等の間の薬物依存等に対する知識、技能の向上を図った。また、薬物相談担当者等に対して「相談員マニュアル」を、薬物依存者等の家族に対しては、薬物依存に関わる情報や質疑応答などについて記載した「家族読本」を作成、配布したところである。 覚せい剤事犯における再犯者数については、速報値によると平成20年においては前年より減少したものの、依然として高い水準にあり、引き続き各種施策を講じる必要があると考えられる。 療・社会復帰に関わる関係機関の専門家が意見交換を行い、連携の強化や薬物相談担当

個別目標を達	成する	ための事務	事業(評価対象	象事務事業)(	 の評価	
事務事業名			予防啓発事業	3,3 6,0 3 5,14,7		
			割合:[国10/			])
予算額等	€般会			<u>寺会、その他</u>	( )	
平成20年度 決算額	明細し	ベルでの把握	屋は困難である	<b>ర</b> ం		
八并识	(本省		労働局 (監督	<b>署、安定所、</b> 」	匀等室)、検疫	所
実 施 主 体		府県 市区		政法人、社会 <sup>社</sup>		
古类の類面・	その	<del>''                                   </del>		) :内容、事業の!	心里性体人	
	$\sim$			M谷、事業の 11用キャラバン		*************************************
少年等への重点						1000 O
政府決定・重要			7 7 7 7 7 7 7	0		
「第三次薬物語	礼用防山	L五か年戦略	」(平成20年	F8月22日第	藝物乱用対策推	<b>É進本部決定)</b>
目標1	<b></b>		2×+1/- 71 72 +	· · · - · · · · · · · · · · · · · · · ·		
				拒絶する規範		1100
<u>事業(予算)実</u> 予算推移(当初		H16 215	H17 234	H18 222	<u>H19</u> 211	H20 213
	万円)	213	234	222	Z I I	213
	717/					
予算上事業	数等	12	12	11	11	11
不正大麻・け						
運動用パンフリ	レット					
等配布部数						
(万部)	-/-		4.0	4.0		4.0
事業実績数等		11	12	12	12	13
不正大麻・ける						
運動用パンフ   等配布部数	レット					
(万部)						
実施状況の評価	而と今後	多の課題(改	善点について	は期限を示す		
						運動」(6月2
0日~7月1	9日)、	「麻薬・覚も	せい剤乱用防止	L運動」(10	月・11月)	
スター等の掲			啓発資材の配	<b>己</b> 布、新聞、雜	誌、テレビ、	ラジオ、街頭
ビジョン等を済	舌用した	に啓発活動を	展開した。ま	た、薬物乱用	防止啓発読本	を作成し、全
小学6年生保護	隻者及(	グ全中学1年	生に配布を行	い、薬物乱用	による健康被	と言わた例性に
ついての埋解(	ク促進 を	と凶つた。こ	.のよつに多様	は仏教啓発活	i 割を推進し(	きたところで
						うための効果
	/J /J   L .	りいて快引し	ノノス、仏報合語	光心動の一層は	刀兀夫に劣め.	る必要がある。
事務事業名	再刮.用	防止対策事業	<u> </u>			
平成20年度				][ / ][	/ ])	
予算額等	一般会	計 年金特達	会、労働保険物	寺会、その他	( )	
平成20年度				_		
決算額	(+W		3.断色(乾椒9	<b>要 空壳形 +</b>		- TE
実施主体				署、安定所、İ 攺法人、社会ネ		
大 旭 土 冲		!か宗 <b>、</b> い区。 )他(	ח גו אר אר אריי	以 <b>広八、</b> 社五↑ )	田川広八、五	<b>皿</b>
事業の概要・				, 内容、事業の!	以要性等)	
						談事業の周知

とともに、相談体制の充実を図るなどの支援を行う。 政府決定・重要施策との関連性

「第三次薬物乱用防止五か年戦略」(平成20年8月22日薬物乱用対策推進本部決定) 目標2

薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再

乱用の防止の推進

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H1 9	H20
予算推移(当初予算)	/		7	8	8
(百万円)	/				
予算上事業数等			2. 4	2	2
パンフレット印刷数					
(万部)					
事業実績数等			2. 4	2	5
パンフレット印刷数	/				
(万部)	/				

実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。) 平成20年度においては、全国6ブロックにおいて「薬物中毒対策連絡会議」及び「再 乱用防止対策講習会」を開催し、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰に関わる関係機関 記用的正刈束講賞会」を開催し、築物依存・甲毒者の治療・社会復帰に関わる関係機関の専門家が意見交換を行い、連携の強化や薬物相談担当者等の間の薬物依存等に対する知識、技能の向上が図られた。また、薬物相談担当者等に対して「相談員マニュアル」を、薬物依存者等の家族に対しては、薬物依存に関わる情報や質疑応答などについて記載した「家族読本」を作成、配布した。しかしながら、薬物事犯の再犯者数は依然として高い水準であり、引き続きこれら施策を継続、発展させていく必要がある。なお、「家族読本」については、反響が大きかったことから、平成20年に印刷数を5万部に増やし、新たに都道府県薬務主管課や都道府県教育委員会等へ配布した。

※ 本事業は平成18年度からの新規事業のため、平成17年度以前の数値については 記載していない。

個別目標3

<u>違法ドラッ</u>グ(いわゆる脱法ドラッグ)の取締りを推進すること

# 個別目標に係る指標

アウトプット指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

		H16	H17	H18	H19	H20
1	指定薬物又はその疑いがある物品 を発見した場合において、これら の物を製造・輸入・販売等した者 に対する立入検査件数(単位:件 数)	[-%]	_ [-%]	[-%]	2 [-%]	1 [-%]
2	(一) 違法ドラッグ成分が確認されてから指定薬物として指定するまでの 平均期間(単位:月) (6ヶ月以内/毎年度)				3 [100%]	4 [100%]

(調査名・資料出所、備考)

・指標1及び2は、医薬食品局監視指導・麻薬対策課の調べによる。

・指標1及び2ともに平成19年度から施行された制度に関する事項であるため、平成18年度以前の数値はない。指定薬物は実店舗で販売されることが少なく、販売を開 見した場合に立入検査を行い措置を講じている。指定は中枢神経系作用の蓋然性に関する情報収集を行うとともに、法律上の手続きに基づき実施しているため一概に件数 や期間が増加又は減少したことをもって達成目標とすることはできないものであるた め設定していない。

個別目標3に関する評価(個別目標を達成するための事務事業 (評価対象事務事業)」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ 主に有効性及び効率性の観点から)

全にも別に及りの子はの動点のリケー 違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)のうち、中枢神経系の興奮若しくは幻覚等の 作用があり、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるも のについては、指定薬物として指定することにより、製造、輸入、販売、授与又は販売等の目的での貯蔵若しくは陳列を規制している(薬事法改正により、平成19年4月か ら開始)。

平成20年度は、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)についての買上調査(成分分析を含む)において指定薬物が検出された1件について立入検査が実施された。買上調査により指定薬物を検出することにより、販売禁止等の指導を適切に行うことができ たといえる。

また、買上調査により幻覚作用等を有する蓋然性等が確認された物質について、6ヶ月以内に指定薬物に指定し、必要な措置を講じた。

このほか、国・都道府県等によるインターネット上での販売広告の監視及びパンフレットの配布等による啓発活動を行っており、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の不正流通及び乱用防止の取締りは有効かつ効率的に行われていると評価できるものの、 実店舗で販売されることが少なくなっている状況であり、関係機関と連携を取りつつ、 流通状況について、情報収集を行うことが必要である。

# <u> 個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価</u> 事務事業名 | 違法ドラッグ対策事業 平成20年度 104百万円 (補助割合: [国10/10][ 予算額等 <u>般会</u> 会設、年金特会、労働保険特定 平成20年度 明細レベルでの把握は困難である。 労働保険特会、その他 決算額 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 実施主体 その他( 事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等) 薬事法上の指定薬物について不正な流通を防止する観点から、製品買い上げ調査を行

い、法に違反する場合は当該販売者等に対し、適切な監視等を行う必要がある。 政府決定・重要施策との関連性

事業(予算)実績等	H1 6	H17	H18	H19	H20
予算推移(当初予算)	/	/	77	98	104
(百万円)					
,_,,,,,					
予算上事業数等	/		47	47	47
買上都道府県数					
(箇所)	/				
事業実績数等		/	24	20	37
買上都道府県数	/				
(箇所)	/				

実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。) 違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)については、日本国内で販売されている製品 の買上げ及び指定薬物の含有検査を行っている。その実施に当たっては、地域によって 販売実態が異なるため、全都道府県において買上げ調査が可能であるわけではない。

しかしながら、今後も、指定薬物が不正に流通することがないよう全都道府県におけ る買上調査を推進するよう働きかけを行った上で適切な監視を行っていくことが必要で ある。

※なお、本事業は平成18年度からの事業のため、平成17年以前の数値については記 載していない。

### 評価結果の分類

# 施策目標に係る指標の目標達成率 標 1 目標達成率 -%

指標 1

-<sup>'</sup>% 指標2 指標3 日標達成率

目標達成率100%

目標達成率100% 指標4

(目標達成率を算定できない場合、その理由) ・指標1及び2は、検挙人数や押収量について目標を設定して取締りを行う施策ではな く、国家の治安維持及び国民の保健衛生の向上を目的とした、薬物事犯の取締や薬物 乱用防止啓発活動を実施するための施策であり、目標の設定は困難であるため、目標 は設定していない。

- 評価結果の政策への反映の方向性 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に〇) 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに〇)
- (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
- (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- 機構・定員要求を検討(該当する場合に〇)

(理由)

薬物乱用防止にかかる広報啓発活動については、厚生労働省のみならず、政府全体で 様々な媒体により多様な広報啓発活動を推進してきたところであるが、今後とも、薬物 乱用防止等について国民の理解を更に深めてもうらうための効果的な広報の在り方につ いて検討しつつ、広報啓発活動の一層の充実に努める必要がある。

最近の薬物事犯の特徴は、従来の暴力団に加え、イラン人等外国人犯罪組織による組織的密売の増加や検挙者の国籍の多様化のほか、携帯電話やインターネットを用いた密 売など、複雑かつ巧妙化している。これらに対応すべく捜査体制を強化するために麻薬 取締官の増員が必要と考えられる。
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに〇)
(施策目標に係る指標)

- 指標の変更を検討
- 達成水準又は達成時期の見直しを検討

(個別目標に係る指標)

指標の変更を検討

達成水準又は達成時期の見直しを検討

(理由)

- ①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
  - ○平成2○年8月に薬物乱用対策推進本部が決定した「第三次薬物乱用防止五か年戦 略」、同年12月に犯罪対策閣僚会議が決定した「犯罪に強い社会の実現のための 行動計画2008」等に基づき、青少年を中心に薬物乱用防止のための各種啓発活 動を推進している。
  - ・「第三次薬物乱用防止五か年戦略」(平成20年8月22日薬物乱用対策推進本部 決定)(目標1より抜粋)

青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(平成20年12月22日犯 罪対策閣僚会議決定)(「第4-4(3)薬物乱用防止に向けた取組の推進」より 抜粋)

薬物需要の削減を図るため、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」(平成20年8 集物需要の削減を図るにめ、「第三次集物乱用防止五が年戦略」(平成20年8月22日薬物乱用対策推進本部決定)に基づき、薬物乱用防止に係る予防啓発活動を推進するとともに、受刑者、少年院在院者及び保護観察対象者に対する処遇プログラムの実施等による再乱用を防止する。また、薬物依存者を抱える家族への相談体制の充実を検討するとともに、学校における薬物乱用防止教育の充実強化を図るため、薬物乱用防止教室の開催、教職員、保護者等を対象とした薬物乱用防止の普及啓集のシンボジウムや広報の発活動等の実施を推進する。されて開発する。 供給遮断を図るため、乱用薬物の麻薬等への新規指定等を適時適切に実施する。

- ○取締活動についても、平成20年8月、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」を策定。また、平成20年6月、「世界一安全な国、日本」を復活させるため、全閣僚が参加した犯罪対策閣僚会議を開催するとともに、同年12月新たに「犯罪に強い社会の実現ための行動計画2008」を策定。
- ・「第三次薬物乱用防止五か年戦略」(平成20年8月22日薬物乱用対策推進本部 決定)(目標3)

「薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底。」との方針に基づき、麻薬取締官を増員する等して暴力団、イラン人等外国人密売組織の取締りを強化するとともに、ますます巧妙化している密売方法に的確に対処し、また、末端乱用者の検挙の徹底を図っている。

・「第三次薬物乱用防止五か年戦略」(平成20年8月22日薬物乱用対策推進本部 決定)(目標4)

「薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進」との方針 に基づき、密輸事犯の検挙を進めるとともに、国際会議への出席や職員の派遣等を通じて外国当局等との関係強化を図っている。
・「犯罪に強い社会の実現ための行動計画2008」(平成20年12月22日犯罪

対策閣僚会議決定)

「国民の治安に対する不安感を解消し、真の治安再生を実現する」との方針に基 づき、薬物犯罪等から経済、社会を防護するため、暴力団やイラン人等外国人薬物 密売組織の壊滅、末端乱用者の検挙、薬物密輸の水際での阻止等薬物事犯取締りの 徹底等を図っている。

- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。
- ④会計検査院による指摘 なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

<u>本評価書に関連する他の実績評価書</u>なし。